

## ロシアによるウクライナ侵攻に強く抗議する決議

令和4年2月24日、ロシアは国際社会の懸命な外交努力にもかかわらずウクライナへの軍事侵攻を開始した。

このことは、ウクライナの主権及び領土の侵害であり、武力の行使を禁ずる国際法及び国連憲章に明らかに違反しており断じて容認することはできない。

また、ロシア軍の攻撃により子どもを含む民間人に多数の犠牲者が出ていることは痛恨の極みであり、さらにロシアは核兵器の使用を示唆して威嚇していることは言語道断である。

このような行為は、国際社会の平和と秩序並びに安全を脅かすものであり、「非核平和都市宣言」を標榜する赤穂市としては看過することはできず、厳しく非難するものである。

よって赤穂市議会はロシアのウクライナに対する侵攻に強く抗議するとともに、ロシア軍がウクライナから即時にかつ無条件に撤退することを求める。

日本政府においては、在留邦人の安全確保及び国民生活への影響を最小限にとどめるための対策に万全を尽くすことを要請する。

併せて、ウクライナ避難民等に対する支援に努めるとともに、関係各国及び国際社会との緊密な連携のもと、一日も早い平和的解決に向けた対応を講ずることを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月24日

兵 庫 県 赤 穂 市 議 会